

地方独立行政法人三重県立総合医療センター役員報酬規程の改正について ～賞与支給割合改定に伴う規程改正について～

三重県では、特別職に属する国家公務員の期末手当の支給割合等の改正に鑑み、知事等特別職に属する職員の期末手当の支給割合等について改正を行うこととしています。

つきましては、知事等三重県の特別職に属する職員に準じ定められている当院法人役員にかかる賞与の支給割合等についても、県に準じて以下のとおり支給割合等の改定を行うこととし、役員報酬規程について、必要な規定整備を行います。

※今回の改正は、令和3年度以降に係る支給割合の改正です。

1 改定の内容

○賞与

令和3年度以降について、支給割合が均等になるよう再配分。
(年間支給割合は変更なし)

【改正前】

	6月期	12月期
現 行	170/100	165/100

※令和2年の改定については、令和2年12月に改正済。

【改定後】

	6月期	12月期
令和3年度以降	167.5/100	167.5/100

2 改定時期

令和3年4月1日

○地方独立行政法人三重県立総合医療センター役員報酬規程の一部改正 新旧対照表

改正案	現行
<p>(賞与)</p> <p>第6条 賞与は、毎年6月1日及び12月1日(以下「基準日」という。)にそれぞれ在職する常勤役員に対して支給する。これらの基準日前1ヶ月以内に退職し、又は死亡した場合も同様とする。</p> <p>2 賞与の額は、それぞれの基準日現在(退職し又は死亡した役員にあっては、退職し又は死亡した日現在)において当該役員が受けるべき基本報酬の月額に100分の145を乗じて得た額に、<u>100分の167.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6ヶ月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p>	<p>(賞与)</p> <p>第6条 賞与は、毎年6月1日及び12月1日(以下「基準日」という。)にそれぞれ在職する常勤役員に対して支給する。これらの基準日前1ヶ月以内に退職し、又は死亡した場合も同様とする。</p> <p>2 賞与の額は、それぞれの基準日現在(退職し又は死亡した役員にあっては、退職し又は死亡した日現在)において当該役員が受けるべき基本報酬の月額に100分の145を乗じて得た額に、<u>6月に支給する場合には100分の170、12月に支給する場合には100分の165</u>を乗じて得た額に、基準日以前6ヶ月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p>
<p>附 則</p> <p><u>この規程は、令和3年4月1日から施行する。</u></p>	

地方独立行政法人三重県立総合医療センター役員報酬規程

- 平成24年4月1日
規程第27号
- [沿革] 平成26年12月15日一部改正
 - [沿革] 平成27年3月11日一部改正
 - [沿革] 平成28年2月29日一部改正
 - [沿革] 平成28年3月24日一部改正
 - [沿革] 平成30年3月11日一部改正
 - [沿革] 平成30年12月19日一部改正
 - [沿革] 平成31年3月25日一部改正
 - [沿革] 令和元年12月18日一部改正
 - [沿革] 令和2年3月13日一部改正
 - [沿革] 令和2年12月15日一部改正
 - [沿革] 令和3年2月22日一部改正

(趣旨)

第1条 この規程は、地方独立行政法人三重県立総合医療センター（以下「法人」という。）の理事長、副理事長、理事及び監事（以下「役員」という。）の報酬に関し必要な事項を定めるものとする。

(役員報酬)

第2条 役員報酬は、次の各号に定めるところにより支給する。

- (1) 常勤役員 基本報酬、通勤手当及び賞与
 - (2) 非常勤役員 非常勤役員手当
- 2 前項の規定にかかわらず、地方独立行政法人三重県立総合医療センター職員給与規程の適用を受ける職員（以下「職員」という。）が役員を兼ねるときは、第4条第3項の規定によるほか、役員報酬については支給しない。

(報酬の支給日)

第3条 常勤役員の報酬の支給日は、給与規程第4条の例に準じる。
2 非常勤役員の報酬の支給日は、地方独立行政法人三重県立総合医療センター非常勤職員就業規則第28条の例に準じる。

(基本報酬)

第4条 常勤役員の基本報酬の月額、次の各号に掲げる役員の区分に応じて、当該各号に定める額の範囲内で理事会において定める額とする。

- (1) 理事長 808,000円
- (2) 副理事長 647,000円
- (3) 理事 566,000円

2 理事会は、常勤役員の職務経験、実績及び職務の困難度その他の要素を総合的に勘案して、必要と認める場合は、前項の規定にかかわらず、前項各号に掲げる役員の区分に応じて、当該各号に定める額に100分の120を乗じて得た額の範囲内において当該役員の基本報酬の月額を定めることができるものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、職員が理事長又は副理事長を兼務する場合は、基本報酬の月額は、次の各号に定める額とする。

- (1) 理事長 給与規程に基づき職員が受けるべき給料の月額に100分の10を乗じて得た額
- (2) 副理事長 給与規程に基づき職員が受けるべき給料の月額に100分の5を乗じて得た額

(通勤手当)

第5条 常勤役員の通勤手当の額及び支給に関しては、職員の例による。

(賞与)

第6条 賞与は、毎年6月1日及び12月1日（以下「基準日」という。）にそれぞれ在職する常勤役員に対して支給する。これらの基準日前1ヶ月以内に退職し、又は死亡した場合も同様とする。

2 賞与の額は、それぞれの基準日現在（退職し又は死亡した役員にあっては、退職し又は死亡した日現在）において当該役員が受けるべき基本報酬の月額に100分の145を乗じて得た額に、100分の167.5を乗じて得た額に、基準日以前6ヶ月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

- (1) 6ヶ月100分の100
 - (2) 5ヶ月以上6ヶ月未満 100分の80
 - (3) 3ヶ月以上5ヶ月未満 100分の60
 - (4) 3ヶ月未満 100分の30
- 3 前項に規定する賞与の額について、理事長は、地方独立行政法人三重県立総合医療センター一評価委員会が行う法人の業績評価の結果及び当該役員としての業務に対する貢献度等を総合的に勘案し、同項の規定による賞与の額の100分の10の範囲内で、これを増額し又は減額することができるものとする。
- 4 基準日以前6ヶ月以内の期間における次の各号に掲げる期間は、第2項の在職期間に算入する。

- (1) 職員が役員となるため地方独立行政法人三重県立総合医療センター職員退職手当規程に基づき退職手当を支給されることなく退職し、かつ、引き続き役員となった場合におけるその者の職員としての在職期間
- (2) 三重県職員が、任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続き役員となるため三重県職員退職手当支給条例（昭和29年三重県条例第61号）に基づく退職手当を支

給されることなく退職し、かつ、引き続き役員となった場合におけるその者の三重県職員としての在職期間

- 5 基準日前1ヶ月以内に役員を退職し、かつ、引き続き役員となった場合は三重県職員に復帰した場合には、第1項後段の規定にかかわらず、賞与は支給しない。
- 6 第1項から第3項までの規定にかかわらず、役員が懲戒処分相当の行為をしたとき又は職員の不祥事等において役員の監督責任を問うべきものと理事会が判断した場合には、賞与の全部又は一部を支給しないことができる。
- 7 前項に規定するもののほか、賞与の不支給、一時差止処分その他賞与の支給に関しては、職員の例による。

(日割計算)

- 第7条 新たに常勤役員となった者には、その日から基本報酬を支給する。
- 第2条 常勤役員が退職し、又は解任された場合には、その日までの基本報酬を支給する。
- 第3条 常勤役員が死亡により退職した場合には、その月までの基本報酬を支給する。
- 第4条 第1項及び第2項の規定により基本報酬を支給する場合における日割計算の方法については、職員の例による。

(非常勤役員手当)

第8条 非常勤役員手当は、次の各号のとおりとする。

- (1) 理事 日額30,000円
- (2) 監事 日額30,000円

2. 非常勤役員の通勤に要する費用の相当額は費用弁償とし、地方独立行政法人三重県立総合医療センター職員旅費規程の例に準じて支給する。

(報酬の支払方法)

第9条 役員の報酬は、当該役員の本人名義の預貯金口座への振込の方法により、その全額を支払うものとする。ただし、法令等に基づき役員の報酬から控除すべき金額がある場合は、その役員に支払うべき報酬の金額から、その金額を控除して支払うものとする。

(端数の処理)

第10条 この規程により計算した報酬の額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(補則)

第11条 この規程の実施に関し必要な事項は、給与規程の例によるほか、別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 職員が理事長又は副理事長を兼務する場合の基本報酬の月額については、この規程の施行

の日から当分の間、第4条第3項の規定に基づく基本報酬を支給しないものとする。

附 則

- 1 この規程は、平成26年12月15日から施行する。
- 2 改正後の規程第6条の規定(次項において「新規程の規定」という。)は、平成26年12月の期末手当から適用する。
(期末手当の内払)
- 3 改正前の規程第6条の規定に基づいて平成26年12月に支給された期末手当は、新規程の規定による期末手当の内払とみなす。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成28年2月29日から施行する。
- 2 改正後の規程第6条の規定(次項において「新規程の規定」という。)は、平成27年12月の期末手当から適用する。
(期末手当の内払)
- 3 改正前の規程第6条の規定に基づいて平成27年12月に支給された期末手当は、新規程の規定による期末手当の内払とみなす。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成30年12月19日から施行する。
- 2 改正後の規程第6条の規定(次項において「新規程の規定」という。)は、平成30年12月の期末手当から適用する。
(期末手当の内払)
- 3 改正前の規程第6条の規定に基づいて平成30年12月に支給された期末手当は、新規程の規定による期末手当の内払とみなす。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、令和元年12月1日から施行する。
- 2 改正後の規定第6条の規定（次項において「新規程の規定」という。）は、令和元年12月の期末手当から適用する。
(期末手当の内払)
- 3 改正前の規程第6条の規定に基づいて令和元年12月に支給された期末手当は、新規程の規定による期末手当の内払いとみなす。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年12月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。